

令和元年 第8回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和元年12月25日(水)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時00分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 4 時10分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛				会長職務代理者 市川 武夫		出席委員 19名		
						欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	欠員	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	出席	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
	11	斉藤 喜作	〃					

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	

会議件名及び顛末

- 会長 委員の皆様ご苦勞様です。
現在の出席農業委員11人、欠席委員0人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第8回農業委員会を開会いたします。
- 会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。
- 議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、7番黒川委員、8番根本委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程し
議題とします。

推進委員は、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程に基づく議事参与の制限に
該当しないとされておりますが、推進委員は審議の席で意見を述べることができま
すことから、3番を除く4案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規
程に基づく議事参与の制限の例にならい、関係者でございます12番宇津木推進委員
には、3番を除く4件の審議の際に一時退席をお願いします。

始めに、3番を審議し、その後、議事参与の制限に該当する4件について、審議い
たします。

それでは、3番について、事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

3番の譲受人は、島田地内で田を約1町1反、畑を3反5畝耕作されています。

譲渡人は、平成19年に農地を相続していますが、相続当時から市外に居住されて
おり、農地は他の農家に貸付けを行っているとのことです。

申請地は、道路と譲受人の所有する農地に囲まれた狭小の農地です。ここを譲受
け、一体で耕作することで、経営の効率化が図れ、規模拡大に繋がることから申請に
至ったとのことです。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や
非農地はなく、また、貸付け農地もありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同
じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営
農に支障を及ぼす恐れはないものと考えております。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

3番 勝呂地区 黒川農業委員お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席7番 譲渡人は神奈川県に住んでおり農地の管理ができないことから年1回シルバー
人材センターに草刈りをお願いしております。一方、譲受人については、申請地を
自作地と一体として管理できることから3条申請に至ったもので、小委員会では
譲受人が耕作するほうが農地の有効活用が図れるであろうとの意見でありますの
で、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 3番の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは採決を行います。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、3番については、許可と決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第28号の3番案件は、許可と決定いたします。

議 長 暫時休憩します。

(宇津木推進委員 退席)

議 長 再開します。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、3番を除く4件について審議を行います。

事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1、2番は、関連がございますので、一括して説明します。

1、2番は、お互いの所有地を交換するもので、申請地は、お互いが所有する農地にそれぞれ隣接しており、交換することにより、お互いの耕作条件の改善が図られ、経営の効率化となることから、申請に至ったとのことです。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地はなく、また貸付け農地もありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、1番の譲受人の経営面積ですが、農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件の50アールに達しておりませんが、農地法第3条第2項本文ただし書きに、「第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の理由があるときは、この限りでない。」と規定されており、農地法施行令第2条第3項各号で、面積50アール要件の例外が規定されており、同項第3号に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は再送放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は再送放牧地について、当該隣接する農地又は再送放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されており、本申請は、これに該当すると考えられます。

以上のことから、1、2番については、農地法第3条第2項に該当しないものと考えます。

4、5番について説明します。本申請地は、今まで、譲受人が利用権設定により借受け耕作を行ってまいりました。いずれの申請地とも譲受人の所有する農地に隣接しており、一体として耕作することができます。また、譲渡人においても、耕作が困難なことから、申請に至ったものです。

農地法第3条の許可要件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

4件とも、勝呂地区 黒川農業委員お願いします。
補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席7番 1、2番については、農地の交換であり、1番は畑を2番は田を譲受人が取得するもので、いずれも申請地を自己所有地と一体として耕作するもので効率化が図れることから申請に至ったものでございます。

4番の譲渡人については、3番の譲受人と同一人で神奈川県に住んでおり管理できないことから譲受人が利用権を設定し耕作しております。5番の申請地についても譲受人が利用権を設定し耕作しております。4と5番の申請地は隣接地であることから、今回同時に譲受人への3条所有権移転申請に至ったものです。譲受人は、島田地区において、中心的な担い手として農業経営に携わっていることから、今後も引き続き耕作してもらえらるものと考えられることから、小委員会では問題ないとの意見でありましたのでご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請のうち3番を除く4件については、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第28号のうち、3番を除く4件は、許可と決定いたします。

議長 暫時休憩します。

(宇津木推進委員 着席)

議長 日程第三 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題といたします。

1から9番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番について説明します。譲受人は、花影町の借家に住んでいますが、契約上修繕できないうえに老朽化してきたことから、住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、川越市の実家に行き来しやすいこと、車3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番について説明します。譲受人は、伊豆の山町のアパートに妻と子供2人の4人

で居住しておりますが、子供の成長に伴い、アパートが手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、申請人の実家があるにつさい花みず木、妻の実家がある川越市小仙波町に近いこと、小学校が近く通学が容易であること及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3番について説明します。譲受人は、千代田の実家に妻と両親及び兄の5人で住んでいますが、病弱な妻の父親が一人住まいをしていることから同居するために住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務地の千代田まで3分程と現在と変わらず車通勤できること、高齢の義父と同居するための平屋住宅建築の敷地が確保できること及び車3台分の駐車スペースの確保が可能であること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4番について説明します。譲受人は、川越市の賃貸住宅に妻と子供の3人で住んでおります。子供が昨年生まれ、家財道具が増え手狭になったことから住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務地の川島町まで20分ほどで車通勤でき、現在より10分程短縮が図れること、懇意にしている親戚が新堀に住んでいること、近隣に商業施設、保育園、小学校、病院等が整っていること及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

5番について説明します。譲受人は、鳩山町の実家に夫婦と子供2人と両親の6人で住んでいます。子供の成長に伴い様々な面で不便を感じるようになったため、独立し住宅を建築する計画をたてました。

申請地の選定理由は、勤務地である赤羽まで10分程勤務時間が短縮できること、妻の坂戸市の職場までの通勤時間も同じく10分程短縮が図れること、車で10分程で実家との行き来ができること、妻の職場の友人がにつさい花みず木に住んでおり行き来がしやすいこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

す。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

6番について説明します。譲受人は、につきい花みず木の賃貸住宅に夫婦2人で住んでいます。来年1月に子供が生まれる予定で、手狭になることから住宅を建築する計画をたてました。

申請地の選定理由は、譲受人の川越市の勤務地まで現在と変わらず通勤できること、譲受人の実家が島田に妻の実家がにつきい花みず木にありいずれとも行き来しやすいこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

7番について説明します。譲受人は、妻と子供がいますが、妻の仕事が忙しく就業時間が長い為、譲受人は越生町の実家で、妻は川越市に賃貸住宅を借り生活をしていました。今年の1月に子供が生まれたことを機に住宅を建築する計画をたてました。

申請地の選定理由は、譲受人の勤務地の桶川市までの通勤時間が10分程短縮できること、勤務先の営業エリアが埼玉県全域であることから将来の転勤を考慮した土地であること、妻の塚越の職場に近いこと、保育園、小学校、商業施設、病院等が近いこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

8番について説明します。譲受人は、につきい花みず木の賃貸住宅に夫と子供の3人で住んでいます。今年の2月に子供が生まれ、共同住宅の生活では子供の騒音、泣き声等で気を遣うことが多く気の休まる時がないため、自己用住宅を建築する計画をたてました。

申請地の選定理由は、ご主人の仕事が機械設備メンテナンスのルート営業をしており、範囲は埼玉県全域、高崎市及び市原市に及びます。直行直帰ができるため、顧客先に行き来がしやすい埼玉県の中央に位置する坂戸市は坂戸入西スマートインター、圏央道もあり便利であること、千代田に家族ぐるみのお付き合いをしている友人がいること、保育園、小学校、商業施設、病院が整備され生活しやすいこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内

に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

9番について説明します。譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸住宅に妻と子供2人の4人で住んでいます。昨年子供が生まれ、生活用品が増え現在の住まいでは手狭になったため、住宅を建築する計画を立てました。

申請地の選定理由は、勤務先の城西大学坂戸キャンパスまでの通勤時間は現在より15分程短縮できること、家族ぐるみの付き合いをしている友人が毛呂山町に住んでおり、車で5分と近いこと、商業施設等が近くにあり子育てしやすい立地であること及び3台分の駐車スペースがあること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

- 1番 三芳野地区中里委員、2番 勝呂地区森田推進委員、
- 3番 勝呂地区小島委員、4～9番 入西地区齊藤委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 1番申請地の周辺には住宅が建築されていますが、申請地は、譲渡人が高齢のため農地の管理ができない状況であり、数ヶ月前には雑草の苦情がありました。

一方、譲受人は、現在住んでいる老朽化した借家の改築ができないことから、川越市に住む両親の近くに住宅を建築するに至ったものです。

また、新たに建築する住宅は平屋建てで、両親が高齢になった場合には同居できるような設計となっております。小委員会では、住宅に囲まれた農地であることから転用はやめを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議席19番 2番の譲受人は、坂戸市伊豆の山町のアパートに親子4人で住んでいます、子供の成長につれ手狭になったことから、自己用住宅を建築するに至ったものです。今回の申請地は、先月2件の転用申請があった隣接地でありますので、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議席9番 3番の申請地は、葛が繁茂した遊休農地でありましたが、転用に際し農地に戻し申請に至ったものです。隣接地は駐車場として転用した土地であり、周辺部には住宅が建設され耕作されている農地はなく、転用による営農への影響は考えられないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議

をよろしくお願いします。

議席 11 番 始めに、4 から 8 番については、同一の開発区域内であることから一括して説明します。今回の申請地は、10 区画の開発区域のうち残りの 5 区画であり、既に 5 区画については農転許可済です。申請地周辺には、100m 以内に入西交流センター、入西小学校、さつき保育園等の施設があり公共的に充実した地域となっております。この開発区域については、3 名の所有者がおりますが、入口部分となる 8 番の所有者が土地を手放すこととなった結果、開発区域の約 7 割の農地を所有する譲渡人の通作路が無くなってしまふことから一体として開発することとなったものです。申請地の北側には農地が広がっておりますが、こちらの農地については小学校側からの進入となり、通作には問題はないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

9 番の申請地は、耕作されておらず不動産屋の管理地となっております。6 区画に区割りされた隣接地も既に転用され住宅建築が始まっております。申請地の北側に農地が広がっておりますが、転用による営農への影響は考えられないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 1 から 9 番までの議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席 2 番 1 番の申請地にコンポストが残っているようですが是正指導はされているのでしょうか。

事務局 コンポストについては、昨日撤去指導をしました。現時点では撤去はされてませんが、容量が小さく容易に撤去できることから早々に撤去されるものと考えられることから違法との判断はしておりません。

議 長 次に、10 から 12 番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

10、11 番については、他法令の許認可が必要となりますが、許可の見込みが現時点で立たないことから申請を取上げる旨の申し出がありました。10 番については開発面積が 1,000 m²を超えていることから開発の事前協議が必要となりますが、事前協議を行っていませんでした。11 番については、申請地の隣接地に譲受人の住宅がありますが、排水を側溝につなげる際に道路の使用許可を取っていませんでした。現在、道路使用の許可申請を行っていますが、現時点では使用許可が得られる見込みが立っておりません。

12 番の譲受人は、平成 6 年に設立し、東松山市及び坂戸市において病院、診療所を経営している法人であります。申請地の隣接地にある病院については、20 台分の駐車場がありますが、往診車と職員用で 10 台分使用しているため、ピーク時には 30 人ほど来院する患者の駐車場を確保できないことから、駐車場の増設を計画されました。

申請地の選定理由は、既存の駐車場の隣接地であるため一体的な利用が可能となることとです。先日、現地調査をしたところ樹木が生えていたため、伐採するよう指導しました。本日、代理人から撤去した旨の連絡がありました。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者は無く、雨水排水については地下への浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。
(担当委員挙手)
12番 入西地区根本委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席8番 本日、現地調査を行いました。樹木については撤去されておりました。
また、病院の駐車場は狭く、駐車スペースに困っている状況であり、敷地拡張はやむを得ないとの小委員会の意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について議案1から9番及び12番については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第29号は、許可相当と決定いたします。
なお、議案10、11番については、取下げとなっておりますので審議なしということでご御承知をお願いします。

議長 日程第四 議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し議題といたします。
1番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

当初の事業計画者は、自己用住宅建築のため昭和49年10月に農地法第5条の許可を受け、許可後に所有権を移転し申請地を所得しましたが、婚約が破談となり、その後別の外国人の方と結婚したため再度建築しようとしたところ、妻が外国人であることもあり親族から反対され、申請地が親族から譲り受けた土地であることから建築を断念したとのことです。

承継者は、妻と子供の3人で鶴ヶ島市のアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されました。

申請地の選定理由は、都幾川町の勤務先まで車で24分程と勤務時間が短縮できること、商業施設が近くにあり生活しやすいこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10km未満の集団的に存在する農地内に位置し

ていることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。
(担当委員挙手)
11番 入西地区齊藤委員をお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席11番 1番については、許可後45年経っており、申請地の管理は近くに住む長男が行っていましたが、数年の間に近隣に8件の自己用住宅が建築されております。このような状況において今回計画変更申請に至ったものであり、小委員会では、計画変更はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく願います。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席17番 本件のように転用許可後、長期間転用されず計画変更がなされるケースにおいては、地目が宅地に変えられてしまっていることから転売目的で利用されることは考えられないか。

事務局 申請時点では、転売目的がどうかは判断できませんが、転売目的の転用は認められないことから事務局としては今後の動向を注視しながら確認を行ってまいりたいと考えております。

議席17番 転用した土地については、何年間は利用しなければならないとの規定はあるのか。

事務局 転用許可があったものについては、この後転用が行われ完了届を受理した時点で、農地法の所管から外れるとの考えを県はもっております。このため、今回のように登記地目が宅地に変えられ、その後売却されたとしてもそれをもって、転用関係者を指導することはできますが、元の状況に戻させることについては法的根拠がないため難しいものと考えております。

議長 それでは採決を行います。
議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当としたいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第30号は、承認相当と決定いたします。

議長 日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し、議題いたします。
事務局より説明してください。

事務局 令和元年12月分農用地利用権設定申出状況についてご説明します。
今月の申し出は、新規分が3件、19筆、面積16,837㎡です。
1月1日設定後の面積は、2,417,628.64㎡（約241.8ha）となります。
次ページに、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。

議案第30号 農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思
いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを上程し、議題
といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 11及び12月に西日本地域の農業委員会会長が農地法違反及び収賄容疑等により
逮捕される事案が発生しております。また、この2件の事案の他に農業委員会に係る
不祥事案が過去1年間に4件発生していることから先の全国の農業委員会会長代
表者集会において農業委員会の委員等に係る綱紀の保持に関する申し合わせ事項が
採択されました。これを受け、各市町村の農業委員会においても同様の申し合わせ事
項を採択するよう、全国農業会議所から依頼があったものです。

(決議(案)を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席18番 議事録についてはどんな方法で公開しているのか。また、公開するのであれば
農業委員会の承認を得たうえで公開すべきではないか。

事務局 議事録については、議事録署名人を定め代表して内容を確認していただくことと
なっており、署名していただいた後に坂戸市のホームページで公開しておりますが、
委員の皆さんに内容を再確認していただくことも必要ですので、確認していただく
方向で対応してまいりたいと思います。

議長 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり決定い
たします。

議 長 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(事務局その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議 長 以上で、令和元年第8回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年12月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員